

○東京理科大学大学院経営学研究科運営規程

平成29年6月26日
規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京理科大学大学院学則(昭和33年学則第1号)第33条第2項及び東京理科大学専門職大学院学則(平成16年学則第20号)第32条の規定に基づき、東京理科大学大学院経営学研究科(以下「研究科」という。)の運営に関する事項を定めるものとする。

(研究科の教員の種類)

第2条 研究科の教員は、次のとおりとする。

- (1) 研究科の博士後期課程及び修士課程において授業及び研究指導を担当する教員を「研究指導教員(博士課程)」といふ。
- (2) 研究科の修士課程の授業及び研究指導並びに研究科の博士後期課程において授業及び研究指導教員(博士課程)の下で研究指導の補助を担当する教員を「研究指導補助教員(博士課程)」といふ。
- (3) 研究科の修士課程において授業及び研究指導を担当する教員を「研究指導教員(修士課程)」といふ。
- (4) 研究科の修士課程において授業及び研究指導教員(修士課程)の下で研究指導の補助を担当する教員を「研究指導補助教員(修士課程)」といふ。
- (5) 研究科の専門職学位課程の授業及び演習科目を担当する教員を「演習指導教員」という。
- (6) 研究科の博士後期課程、修士課程又は専門職学位課程において授業を担当する教員を「授業担当教員」という。

(大学院教員の委嘱)

第3条 前条第1号から第5号までに規定する大学院教員の委嘱は、所定の資格基準に基づき、大学院学則第26条に規定する研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て、研究科長(以下「研究科長」という。)が東京理科大学(以下「本学」という。)の学長(以下「学長」という。)に申し出、学長が行う。

(研究科長)

第4条 研究科長は、学長の命を受けて、研究科の運営に関する事項を掌理する。

2 研究科長は、原則として経営学部の学部長をもって充てる。ただし、特別の事情があるときは、東京理科大学学部長の選考及び任期に関する規程(昭和39年規程第17号)の規定を準用し、研究科長を決定する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究科長が欠けたときの補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻主任)

第5条 研究科の各専攻にそれぞれ専攻主任を置く。

2 専攻主任は、研究科長の命を受けて、その専攻に関する事項を掌理する。

3 経営学専攻の専攻主任は、原則として経営学部の学科の主任のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、第9条に規定する研究科委員会委員のうちから選任する。

4 技術経営専攻の専攻主任は、第9条に規定する研究科委員会委員のうち、当該専攻の教授のうちから選任する。

5 第3項ただし書の規定の場合及び技術経営専攻においては、専攻主任の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 専攻主任が欠けたときの補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 専攻主任の選考の時期及び方法については、東京理科大学学科主任及び幹事の選考及び任期に関する規程(昭和39年規程第20号)の学科主任の規定を準用する。

(専攻幹事)

第6条 研究科の技術経営専攻に専攻幹事若干人を置くことができる。

2 専攻幹事は、技術経営専攻の専攻主任を助け、技術経営専攻の運営に関する事項を処理する。

3 専攻幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 専攻幹事が欠けたときの補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専攻幹事は、第7条に規定する研究科会議構成員のうち、技術経営専攻の教授又は准教授のうちから研究科長が選出して学長に推薦し、学長が理事長に申し出て、理事長が委嘱する。

6 専攻幹事の選出に関し必要な細則は、研究科において定める。

(研究科会議)

第7条 研究科会議は、研究科の専任教員(専任嘱託及びみなし専任を含む。)の研究指導教員及び演習指導教員をもって組織する。

- 2 前項に規定する者のほか、研究指導補助教員の資格を有する者で、かつ、研究科長が必要と認めるものを研究科会議の同意を得て、研究科会議の構成員として加えることができる。
- 3 研究科会議は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科会議の審議事項)

第8条 研究科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見が必要なものとして、学長が別に定める事項
- 2 前項に掲げる事項に加え、次の各号で掲げる事項を審議する。
 - (1) 授業及び試験並びに成績に関する事項
 - (2) 学生の単位認定に関する事項
 - (3) 学生の除籍に関する事項
 - (4) 学生の授賞に関する事項
 - (5) 学事日程に関する事項
 - (6) 研究科予算に関する事項
 - (7) 国内外の大学等との連携に関する事項
 - (8) その他研究科の運営に関する事項

3 前項の審議結果については、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(研究科委員会の組織)

第9条 研究科に研究科委員会を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究指導教員(博士課程)
- (3) 演習指導教員のうちの専任教員(専任嘱託及びみなし専任を含む。)

2 研究科委員会委員長は、研究科長をもって充てる。

(研究科委員会の審議事項)

第10条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学位の授与に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見が必要なものとして、学長が別に定める事項
- 2 前項に掲げる事項に加え、次の各号で掲げる事項を審議する。
 - (1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項
 - (2) その他研究科の運営に関する重要事項
- 3 第1項及び前項に定める審議事項について、修士課程及び博士後期課程に関する事項は前条第1項第1号及び第2号に規定する委員をもって審議する。
 - 4 第2項の審議結果については、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(研究科委員会への付議)

第11条 研究科長は、第8条第2項に規定する審議事項を研究科委員会に付議することができる。

(研究科会議及び研究科委員会の開催)

第11条の2 研究科会議及び研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。

(研究科会議及び研究科委員会の招集及び議長)

第11条の3 研究科会議及び研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した専攻主任がその職務を代理する。

2 研究科長は学長からの求めがあったときは、研究科会議又は研究科委員会を招集しなければならない。

3 研究科長は、研究科会議又は研究科委員会の構成員の3分の2以上の要求があったときは、研究科会議又は研究科委員会を招集しなければならない。

4 研究科長が必要と認めた場合は、研究科会議又は研究科委員会を臨時に招集することができる。

(研究科会議及び研究科委員会の定足数及び議決)

第11条の4 研究科会議及び研究科委員会は、それぞれ構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第10条第3項に規定する事項を審議する際は、研究科委員会は第9条第1項第1号及び

第2号に規定する委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 研究科会議及び研究科委員会の議事は、それぞれ出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科委員会の議決については、出席構成員の3分の2以上の賛同を要する。

(意見の聴取)

第11条の5 研究科長が必要と認めたときは、研究科会議又は研究科委員会の同意を得てそれぞれの構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(研究科会議及び研究科委員会運営の細目)

第11条の6 研究科会議及び研究科委員会の議事及び運営については、研究科長が定める。

(研究科主任会議)

第12条 研究科に必要に応じて研究科主任会議を置くことができる。

- 2 研究科主任会議は、研究科長及び専攻主任をもって組織する。
3 研究科主任会議は、研究科長が招集し、その議長となる。
4 議長が必要と認めたときは、専攻幹事を出席させることができる。
5 研究科主任会議の運営については、研究科において定める。

(東京理科大学専門職大学院教育課程連携協議会)

第12条の2 学長は、専門職学位課程である技術経営専攻において、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施し、教育課程の質及び教員の資質の向上を図ることを目的として、東京理科大学専門職大学院教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)を置く。

- 2 連携協議会の委員及び運営に関する詳細は、別に定める。

(事務処理)

第13条 研究科会議、研究科委員会及び研究科主任会議の事務は、教務部経営学事務課及び教務部経営学事務課専門職大学院事務室において処理する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。